

栗原市国民保護計画

栗 原 市

目 次

第1編	総 論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	1
3	用語の定義	2
4	栗原市地域防災計画との関連	4
5	市国民保護計画の見直し、変更手続	4
第2章	国民保護措置に関する基本方針	5
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	7
第4章	市の地理的、社会的特徴	9
第5章	武力攻撃事態及び緊急対処事態の想定	12
1	武力攻撃事態	12
2	緊急対処事態	15
第2編	平素からの備えや予防	エラー! ブックマークが定義されていません。
第1章	組織・体制の整備等	エラー! ブックマークが定義されていません。
第1	市における組織・体制の整備	エラー! ブックマークが定義されていません。
1	市の各部局等における平素の業務	エラー! ブックマークが定義されていません。
2	市職員の参集基準等	エラー! ブックマークが定義されていません。
3	消防機関の体制	エラー! ブックマークが定義されていません。
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	エラー! ブックマークが定義されていません。
第2	関係機関との連携体制の整備	エラー! ブックマークが定義されていません。
1	基本的考え方	エラー! ブックマークが定義されていません。
2	県との連携	エラー! ブックマークが定義されていません。
3	近接市町村との連携	エラー! ブックマークが定義されていません。
4	指定公共機関等との連携	エラー! ブックマークが定義されていません。
5	ボランティア団体等に対する支援	エラー! ブックマークが定義されていません。
第3	通信の確保	エラー! ブックマークが定義されていません。

- 第4章 情報収集・提供等の体制整備 エラー! ブックマークが定義されていません。
- 1 基本的考え方..... エラー! ブックマークが定義されていません。
 - 2 警報等の伝達に必要な準備... エラー! ブックマークが定義されていません。
 - 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備エラー! ブックマークが定義されていません。
 - 4 被災情報の収集・報告に必要な準備エラー! ブックマークが定義されていません。

- 第5章 研修及び訓練..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 1 研修..... エラー! ブックマークが定義されていません。
 - 2 訓練..... エラー! ブックマークが定義されていません。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えエラー! ブックマークが定義されていません。

- 1 避難に関する基本的事項..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 2 避難実施要領のパターンの作成エラー! ブックマークが定義されていません。
- 3 救援に関する基本的事項..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等エラー! ブックマークが定義されていません。
- 5 避難施設の指定への協力..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 6 生活関連等施設の把握等..... エラー! ブックマークが定義されていません。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備... エラー! ブックマークが定義されていません。

- 1 市における備蓄..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等エラー! ブックマークが定義されていません。

第4章 国民保護に関する啓発..... エラー! ブックマークが定義されていません。

- 1 国民保護措置に関する啓発... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発エラー! ブックマークが定義されていません。

第3編 武力攻撃事態等への対処..... エラー! ブックマークが定義されていません。

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置エラー! ブックマークが定義されていません。

- 1 市対策本部設置前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置エラー! ブック

マークが定義されていません。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応エラー! ブックマークが定義されていません。

第2章 市対策本部の設置等..... エラー! ブックマークが定義されていません。

1 市対策本部の設置..... エラー! ブックマークが定義されていません。

2 通信の確保..... エラー! ブックマークが定義されていません。

第3章 関係機関相互の連携..... エラー! ブックマークが定義されていません。

1 国・県の対策本部との連携... エラー! ブックマークが定義されていません。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等エラー! ブックマークが定義されていません。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等エラー! ブックマークが定義されていません。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託エラー! ブックマークが定義されていません。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請エラー! ブックマークが定義されていません。

6 市の行う応援等..... エラー! ブックマークが定義されていません。

7 ボランティア団体等に対する支援等エラー! ブックマークが定義されていません。

8 住民への協力要請..... エラー! ブックマークが定義されていません。

第4章 警報及び避難の指示等..... エラー! ブックマークが定義されていません。

第1 警報の伝達等..... エラー! ブックマークが定義されていません。

1 警報の内容の伝達等..... エラー! ブックマークが定義されていません。

2 警報の内容の伝達方法..... エラー! ブックマークが定義されていません。

3 緊急通報の伝達及び通知..... エラー! ブックマークが定義されていません。

第2 避難住民の誘導等..... エラー! ブックマークが定義されていません。

1 避難の指示の通知・伝達..... エラー! ブックマークが定義されていません。

2 避難実施要領の策定..... エラー! ブックマークが定義されていません。

3 避難住民の誘導..... エラー! ブックマークが定義されていません。

4 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項エラー! ブックマークが定義されていません。

第5章	救援	68
1	救援の実施	68
2	関係機関との連携	エラー! ブックマークが定義されていません。
3	救援の内容	69
第6章	安否情報の収集・提供	エラー! ブックマークが定義されていません。
1	安否情報の収集	エラー! ブックマークが定義されていません。
2	県に対する報告	エラー! ブックマークが定義されていません。
3	安否情報の照会に対する回答	エラー! ブックマークが定義されていません。
4	日本赤十字社に対する協力	エラー! ブックマークが定義されていません。
第7章	武力攻撃災害への対処	エラー! ブックマークが定義されていません。
第1	武力攻撃災害への対処	エラー! ブックマークが定義されていません。
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	エラー! ブックマークが定義されていません。
2	武力攻撃災害の兆候の通報	エラー! ブックマークが定義されていません。
第2	応急措置等	エラー! ブックマークが定義されていません。
1	退避の指示	エラー! ブックマークが定義されていません。
2	警戒区域の設定	エラー! ブックマークが定義されていません。
3	応急公用負担等	エラー! ブックマークが定義されていません。
4	消防に関する措置等	エラー! ブックマークが定義されていません。
第3	生活関連等施設における災害への対処等	エラー! ブックマークが定義されていません。
1	生活関連等施設の安全確保	エラー! ブックマークが定義されていません。
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	エラー! ブックマークが定義されていません。
第4	NBC攻撃による災害への対処等	エラー! ブックマークが定義されていません。
1	NBC攻撃による災害への対処	エラー! ブックマークが定義されていません。
第8章	被災情報の収集及び報告	エラー! ブックマークが定義されていません。
第9章	保健衛生の確保その他の措置	エラー! ブックマークが定義されていません。
1	保健衛生の確保	エラー! ブックマークが定義されていません。
2	廃棄物の処理	エラー! ブックマークが定義されていません。

第10章 国民生活の安定に関する措置 エラー! ブックマークが定義されていません。

1 生活関連物資等の価格安定... エラー! ブックマークが定義されていません。

2 避難住民等の生活安定等..... エラー! ブックマークが定義されていません。

3 生活基盤等の確保..... エラー! ブックマークが定義されていません。

第11章 特殊標章等の交付及び管理. エラー! ブックマークが定義されていません。

第4編 復旧等..... エラー! ブックマークが定義されていません。

第1章 応急の復旧..... エラー! ブックマークが定義されていません。

1 基本的考え方..... エラー! ブックマークが定義されていません。

2 公共的施設の応急の復旧..... エラー! ブックマークが定義されていません。

第2章 武力攻撃災害の復旧..... エラー! ブックマークが定義されていません。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等 エラー! ブックマークが定義されていません。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 エラー! ブックマークが定義されていません。

2 損失補償及び損害補償..... エラー! ブックマークが定義されていません。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん エラー! ブックマークが定義されていません。

第5編 緊急対処事態への対処..... エラー! ブックマークが定義されていません。

1 緊急対処事態..... エラー! ブックマークが定義されていません。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達 エラー! ブックマークが定義されていません。

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

栗原市（栗原市長及びその他の執行機関をいう。以下「市」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び宮城県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第 3 5 条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 3 5 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第 1 編 総論
- 第 2 編 平素からの備えや予防
- 第 3 編 武力攻撃事態等への対処
- 第 4 編 復旧等
- 第 5 編 緊急対処事態における対処

3 用語の定義

この計画における主な用語の意義は、次のとおりとする。

【武力攻撃関連】

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
NBC攻撃	武力攻撃のうち、核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。

【避難、救援関連】

用語	意義
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む）をいう。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
災害時要配慮者	必要な情報の収集や、安全な場所への避難など災害時の行動についてハンディを抱えている人々をいい、寝たきり等の高齢者、障害者（児）、乳幼児などを指す。

【関係機関、施設関連】

用語	意義
指定行政機関	<p>次に掲げる機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関 2 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関 3 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関 4 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関
指定地方行政機関	<p>指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。</p>
指定公共機関	<p>独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。</p>
指定地方公共機関	<p>県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。</p>
緊急消防援助隊	<p>消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条に規定する緊急消防援助隊をいう。</p>
生活関連等施設	<p>国民保護法第102条第1項に規定する生活関連等施設（発電所、ガスホルダー等）をいう。</p>

4 栗原市地域防災計画との関連

本計画は、国民保護措置の実施体制、住民の避難や救援の実施に関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めるものであり、一部は風水害や地震などの自然災害や大規模な事故などに対処するための「栗原市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）」の内容と整合を図るものである。

なお、国による事態認定が行われる前の初動段階では、原因不明の緊急事態に対し、その態様に応じ、また大規模事故であるとの判断のもと市地域防災計画に基づく対処がなされる場合も想定される。

5 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、「栗原市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）」の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重しなければならない。国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行うものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

なお、協力の要請に当たっては、強制にわたることがあってはならない。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

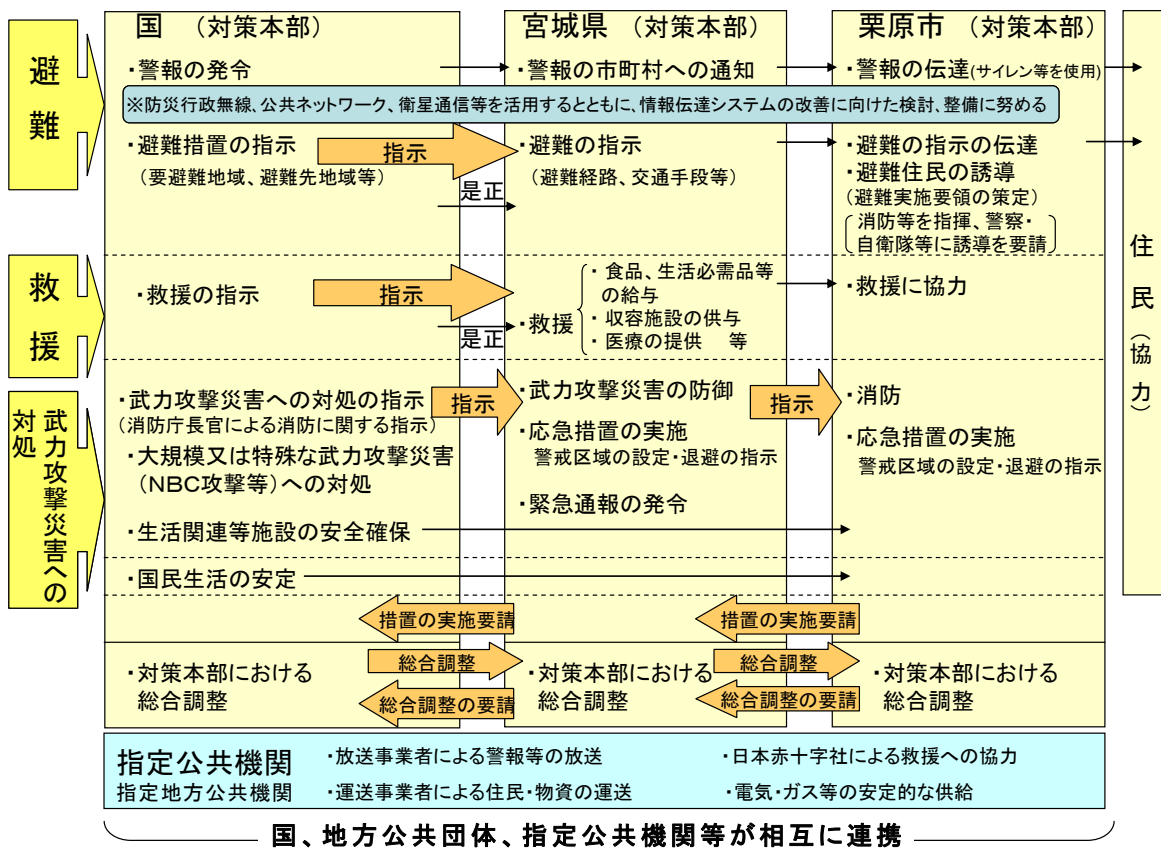
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



○市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 市国民保護計画の作成 2 市国民保護協議会の設置、運営 3 市国民保護対策本部及び市緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 位置

本市は宮城県の北西部に位置し、岩手県及び秋田県と接している。また、仙台圏域・大崎圏域と一関圏域を結ぶ南北の交通ルート上にあるため、通勤・通学や消費行動などにおいて、それらの圏域との交流は密接である。

総面積は 804.97km² であり、宮城県の総面積(7,282.22km²)の 11.0%を占めている。

■ 栗原市の位置



(2) 地形

本市は、東北地方の骨格をなす奥羽山脈のほぼ中央に、栗駒国定公園に指定されている栗駒山を有しており、そこから、東南に向かって金成耕土に至るまで、山岳、丘陵、平地と変化に富んだ地形を形成している。

また、二迫川、三迫川などを支流とする迫川や善光寺川、透川などを支流とする

小山田川が沿岸に広がる肥沃な耕地を潤しており、さらには、ラムサール条約に指定されている伊豆沼、内沼があり、豊かな自然環境に恵まれている。

(3) 気候

本市の気候は、東北地方の太平洋岸南部の気候帯のなかに位置づけられ、内陸性気候に属している。

3月から5月にかけては、移動性高気圧に覆われ、晴れて風の弱い夜は放射冷却現象により気温が下がり霜の降りることがある。低気圧の通過後など、奥羽山脈を越える強い西風が吹くフェーン現象が発生する。

また、5月から6月は雹害が発生しやすい時期となっている。

6月中旬から7月下旬にかけて、約1か月半は梅雨期となり、オホーツク海高気圧が停滞すると冷たい東よりの風（ヤマセ）が持続し、曇りや雨のぐずついた天気が続く。梅雨が明けると太平洋高気圧に覆われて晴天が続き、気温が高くなる。

冬は、北西風が吹き、日本海から入ってくる雪雲は奥羽山脈沿いで雪を降らせ、特に市北西部（栗駒・一迫・鶯沢・花山地区）では降雪量が多い。

(4) 人口

本市の人口、世帯数は、平成27年国勢調査によると、69,906人、23,133世帯であり、平成22年国勢調査と比較して、人口は5,026人の減少、世帯数は274世帯の減少となっている。また、市民の3人に1人以上が、平成22年国勢調査の時点で既に高齢者となっている。

人口密度（平成27年国勢調査人口）は、1km²当たり86.8人で、県平均（302.5人）、全国平均（335.8人）を大きく下回っている。

(5) 土地利用

地目別面積をみると、栗駒山麓を中心とした森林・原野が約半数の55.3%を占め、田畑が22.6%、その他（河川、水路、水面、道路、その他）が22.1%となっている。平地の多くが田畑として利用されており、稲作を中心とする土地利用となっている。

本市全体の土地利用をみると、東部の平地は田畑、住宅地、工業用地などに利用され、北西部は国定公園や保安林などの森林・原野が主体となっている。

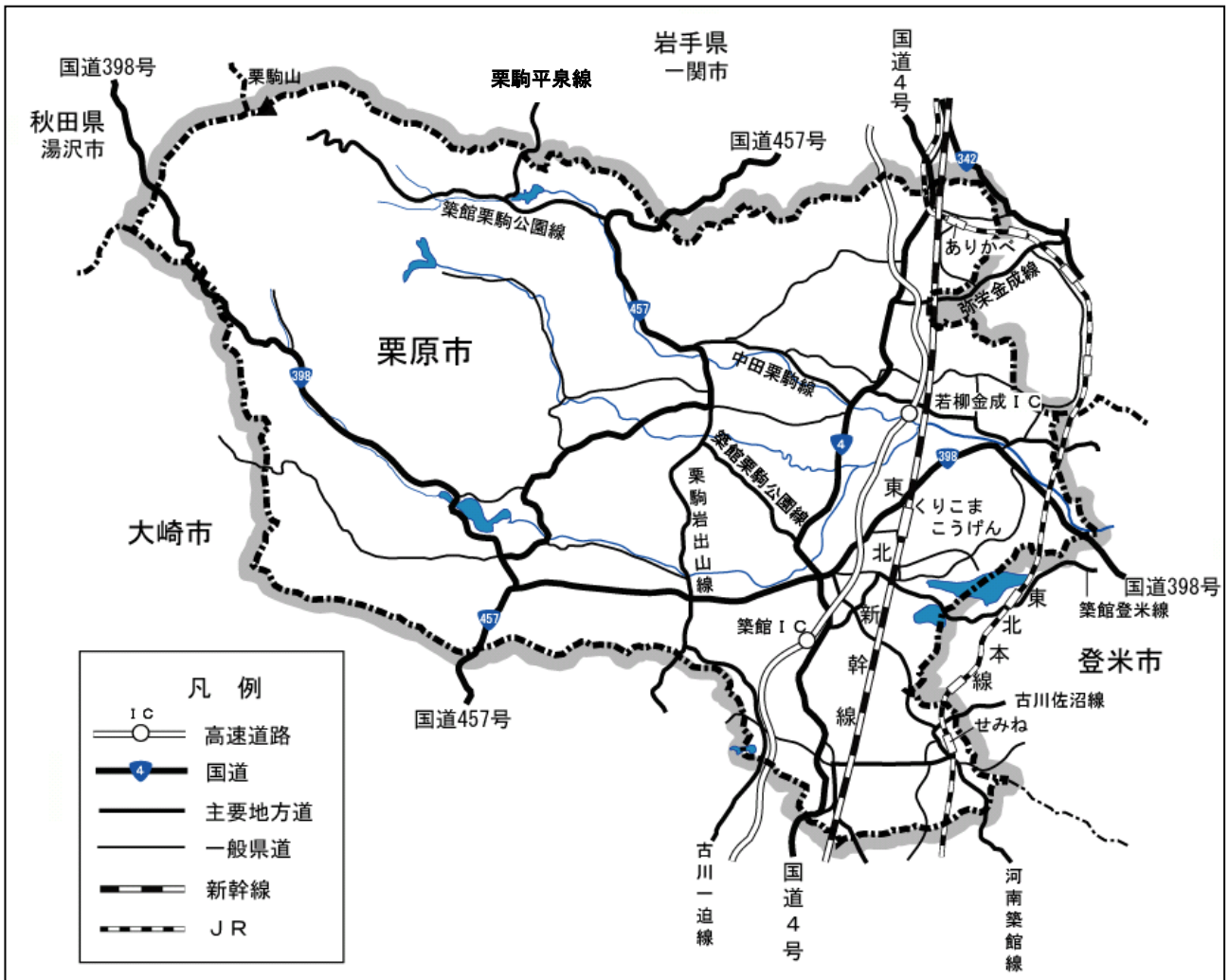
(6) 道路・交通基盤

交通基盤の整備状況では、平地の多い東部に仙台から一関・盛岡へと延びる主要ルートが位置しており、高速交通網として東北新幹線くりこま高原駅及び東北縦貫自動車道の築館インターチェンジ、若柳金成インターチェンジ及びみやぎ県北高速幹線道路が整備されている。そのうち、築館インターチェンジ及び若柳金成インターチェンジの周辺には工業団地が整備されている。

また、一般国道では国道4号、在来線ではJ R東北本線が並行して整備されており、地域間の交流、結びつきを支えている。

市内交通は、全般に自動車の利用が多く、国道4号、国道398号、国道457号を中心として、県道、市道、広域農道などが自動車交通を支えている。

市内の路線バスは、栗原中央病院を中心に、各地域までのルートを行っている。このほか、東北縦貫自動車道を利用した仙台間的高速バスも運行されている。



第5章 武力攻撃事態及び緊急対処事態の想定

市国民保護計画において対象とする武力攻撃事態の類型及び緊急対処事態の事態例等は、県国民保護計画に準じて以下のとおりとする。

1 武力攻撃事態

(1) 武力攻撃事態の類型

基本指針において武力攻撃事態として想定されているのは、以下に掲げる4類型である。

事態類型	想 定
1 着上陸侵攻	<p>(1) 事態の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 侵攻国が侵攻正面において、海上航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸させて、侵攻する事態である。 <p>(2) 特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。 ○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。 <p>なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 <p>(3) 留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる
2 ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>(1) 事態の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ゲリラや特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃であり、不正規軍の要員であるゲリラによる施設等の破壊や人員に対する攻撃が行われるものと、正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、中枢機関への攻撃が行われるものがある。 <p>(2) 特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 ○ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範

	<p>囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。</p> <p>(3) 留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ グリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む）と都道府県、都道府県警察は、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、都道府県知事の緊急通報の発令、市町村長又は都道府県知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。
<p>3 弾道ミサイル攻撃</p>	<p>(1) 事態の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 弾道ミサイルによる遠距離からの急襲的な攻撃であり、大量破壊兵器（核、生物、化学兵器）を搭載して攻撃することも可能である。 <p>(2) 特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 ○ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p>(3) 留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されることから、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）により情報伝達される内容及び弾道ミサイル落下時の行動等について平素から周知に努めるとともに、迅速な情報伝達と適切な対応を行うこととする。また、近傍のコンクリート造等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設への屋内避難や消火活動を中心として被害を局限化することが重要である。
<p>4 航空攻撃</p>	<p>(1) 事態の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重要施設の破壊などを目的として、航空機に搭載したミサイルなどにより急襲的に行われる攻撃である。 <p>(2) 特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 ○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 ○ なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 ○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p>(3) 留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

(2) NBC攻撃の想定

基本指針において、特殊な対応が必要であるNBC攻撃として、以下に掲げる兵器を用いた攻撃が想定されている。

種別	想定される被害及び留意点
1 核兵器等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって①熱線爆風及び初期核放射線が発生し物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 ○ 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実に実行し、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。 ○ デーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。 ○ 核攻撃等においては、避難住民等の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。
2 生物兵器	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ○ 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 ○ したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。
3 化学兵器	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうようように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 ○ このため、国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

2 緊急処理事態

基本指針において、緊急処理事態として、次に掲げる事態例が想定されている。

事態例	想 定
1 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<p>(1) 事態例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力発電所の破壊 ○ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ○ 危険物積載船への攻撃 ○ ダムの破壊 <p>(2) 被害の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害 <ul style="list-style-type: none"> ○ 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。 ○ 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。 ② 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害 <ul style="list-style-type: none"> ○ 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 ③ 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害 <ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 ④ ダムが破壊された場合の主な被害 <ul style="list-style-type: none"> ○ ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。
2 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<p>(1) 事態例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ○ 列車等の爆破 <p>(2) 被害の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
3 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<p>(1) 事態例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ○ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ○ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ○ 水源地に対する毒素等の混入 <p>(2) 被害の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 武力攻撃事態におけるNBC攻撃の場合と同様の被害である。
4 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<p>(1) 事態例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ○ 弾道ミサイル等の飛来 <p>(2) 被害の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ○ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ○ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。